

せず又は報告を怠り若は虚偽の報告を爲したる者

五 手帳法第十六條第二項の規定に依る當該官吏の臨検検査を拒み、妨げ又は忌避したる者

厚生省職業局の「獨逸及伊太利に於ける労働手帳制度」調

厚生省職業局に於ては今回我が國に於ける國民労働手帳制度の制定に當り参考資料として獨逸及伊太利に於ける労働手帳制度の概要とその關係法文を收録せる「獨逸及伊太利に於ける労働手帳制度」なる冊子を刊行してゐるが、その中特に制度概要に關する部分を再録すれば以下の如くである。

獨逸の労働手帳制度の概要

第一序 説

一九三五年二月二十六日獨逸政府は『労働手帳の實施に關する法律』を公布した。

此の法律制定の趣旨は其の第一條に明らかにせられて居る。之に依れば労働手帳制度は獨逸經濟に於ける労働力の適正なる配置を確保する爲に実施せられたものである。勞務の計畫的配置に付ては、獨逸政府は既に一九三四年五月十五日公布的『労働配置規制法』に依つて失業者の産業的、地域的分布の不均衡を是正し都市に於ける失業者の減少、農村労働力の不足緩和を企て、又一九三四年八月十日公布的『労働力配分令』により失業者の年齢的不均衡を是正し、併せて農業に於ける労働力の不足を補ほんとしたのである。そして一九三五年に労働手帳制が實施せられ茲に勞務の計畫的配

置の基礎が確立せられたのである。

此の労働手帳制は職業紹介及失業保険局に對し全ての労働者及使用人の職業上の經歷、職業教育の程度、技能、年齢、家族關係、所屬事業、職場及職業の異動を明確ならしめるものであつて、之に依つて労務者の就業に關する狀態は、極めて明確に把握することが出来る又之を基礎として過剰職業への就職殺到を緩和し、離村を防止し又は熟練工の不足對策労務者の移動防止等が實施せられるのである。

第二 労働手帳制度の内容

一九三五年五月十六日附の『第一次施行令』第一條は労働手帳制の適用を受ける者の範圍を左の如く規定して居る。

第一條 勞働者及使用人(徒弟及員智ヲ含ム)ハ労働手帳ヲ所持スルコトヲ要ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 一月一千「ライヒスマルク」以上ノ報酬ヲ受クル者

二 航海船舶乗組員

三 外國ニ居住地ヲ有スル労働者及使用人

四 一九三四年三月二十三日附家内労働法第八條ノ規定ニ依リ報酬證明ヲ爲スベキ内労働ニ從事スル者

五 義務教育年齢ニ該當スル兒童

職業紹介及失業保険局長官ハ労働大臣ノ同意ヲ得テ前項ニ規定スル場合ノ外除外例ヲ設クルコトヲ得

勞働手帳ノ所持ヲ必要トスルヤ否ヤニ關シ疑ア

ル場合ニ於テハ企業(工場、事業場、營業所、家庭)ノ所在地ヲ管轄スル職業紹介所ノ決定ニ依ル、職業紹介所ノ決定ハ裁判所ニ對シ拘束力ヲ有ス而して本條第二項に基いて職業紹介及失業保険局長官の設けた例外は次の三である。

一 臨時ニ短期間就業スル者

二 外國人農業移動労働者

三 ナチス黨幹部及關係者

以上に依つて明らかなる如く労働手帳所持義務者の範圍は非常に廣い。義務教育年齢以上の労働者及使用人は原則として全てその内に包含される。この場合に於ては國籍の如何を問はず、又從事する經營が公的のものなるか私的のものなるかを問はない。更に又農業、工業、手工業、交通運輸業、商業、自由職業、家事勞務の如何及び經營の規模の大小を問はない。たゞ官公吏、軍人及労働奉仕に從事する者は労働法上の労働者又は使用人に非ざるを以て手帳法の適用より除外されてゐる。

右の規定に依り労働手帳制の適用を受ける者の數は約三千百萬人に達してゐる。之は一九三三年六月の國勢調査に於ける有業人口(就職人口及失業人口を含む)三千三百萬の約六割五分に當り就業人口二千六百萬人に對し約八割に相當する。

然るに労働力不足が深刻化し労務配置の對象を擴張する必要が生ずるに及んで、労働手帳制の人的適用範圍は非常に擴大されたことになつた。一九三九年四月二十一日附『労働手帳ニ關スル命令』Verordnung über das Arbeitsbuch の第一條は、前掲の第一次施行令第一

條を改めて労働手帳制の適用範囲を左の如く擴張した。

第一條 左ノ各號ノニ該當スル者ハ労働手帳ヲ所持スベシ

一 労働者及使用人（徒弟、養成工及見習工ヲ含ム）但シ左ニ掲タル者ヲ除ク

(一) 季節的就業ヲ爲シタル後帝國外ニ退去スルコトヲ通常トスル外國人季節労働者

(二) 臨時ニ短期間就業スル場合ノ外職業トシテ賃金労働ヲ爲サザル者

(三) 航海船舶ノ乗組員並ニ其ノ他ノ使用人及労働者ニシテ交通大臣ノ定ムル規定ニ依リ航海手帳ニ依ル登録ヲ爲スベキ者

二 獨立生業者（醫療關係者及辯護士ヲ除ク）、家内労働者、家内工業營業者

三 一及二ニ依リ労働手帳ヲ所持スベキ者ノ家族協助者

左ニ掲タル者ハ労働手帳ヲ所持スルコトヲ要セズ

一 外國ニ居住地ヲ有スル生業者（但シ内水航路ノ船舶ノ乗組員ニシテ獨逸人タルモノヲ除ク）

二 國民學校就學義務年齡ニ該當スル兒童

本條による適用範圍擴張の主なるものは、新たに獨立生業者、家内労働者、家族協助者に労働手帳所持義務が課せられたこと、及び使用人にして一月一千ライヒスマルク以上の收入ある者も同様に労働手帳制の適用を受けることになつたことである。特に獨立生業者及家族協助者が労働手帳制の適用を受けるに至つたことは量的にも質的にも非常に重大な擴張たることを

意味し、此の擴張に依つて獨逸の有業人口三千三百萬人の九割迄が労働手帳を有することになつたのである。

(II) 労働手帳の發行

労働手帳は職業紹介所が之を發行する。労働手帳制の適用を受ける者は職業紹介所に對し書面により労働手帳の發行を申請する。申請に際しては申請者が警察申告をなしたる旨の警察署の證明を添附しなければならぬ。

職業紹介所以外の機關は法令に別段の規定がない限り労働手帳又は労働者若は使用人としての就職又は就職に際する特典に關係を有する様な類似證明書を發行することを得ない。

労働手帳の發行は一九三五年六月一日を以て開始されたが、一時に全部の者に發行することは不可能なので、事業の種類を大體三に分ち順次發行して行つたのである。

(III) 労働手帳の記載事項

労働手帳には労働手帳所持者の氏名、年齢、國籍、出生地、住所、家族關係等所持者の身分關係の事項の外職業教育、從前從事したる業務の種類、職業の種類、所屬職業部門等が記載せられる。

労働手帳の返還

使用者は労働者又は使用人の使用を罷めたときは返還しなければならぬ。使用者は労働者又は使用人が契約違反をなしたりと認める場合に於ても労働手帳を留置する権利を有しない。労働手帳を所持しなければ何人と雖も勞務に就くことが出來ない制度になつてるので、労働手帳の留置は労働者使用者をして勞務に就くことを不可能ならしめるからである。

然るに獨逸に於ては國際關係の緊迫化に伴ひ四ヶ年計畫の實施及軍備の充實を完遂するためには不足する労働力を最も有效適切に利用し労務者の移動轉職を制限しなければならなくなつたので、當初の方針を變更して軍需產業その他時局關係の重要な産業に付て例外を認め、労働者又は使用人が雇傭契約終了前不當に労働

(五) 労働手帳の提出、保管及記入

労働者又は使用者は就業と同時に労働手帳を使用者に提出し、使用者は労働者又は使用人を使用する期間中労働手帳を保管する。使用者は労働者又は使用人より請求があるときは労働手帳を閲覽せしめなければならぬ。

（六）使用關係終了の場合に於ける勞

使用者は労働者又は使用者の保管する労働手帳を労働者又は使用者に返還しなければならぬ。使用者は労働者又は使用者が契約違反をなしたりと認める場合に於ても労働手帳を留置する権利を有しない。労働手帳を所持しなければ何人と雖も勞務に就くことが出來ない制度になつてるので、労働手帳の留置は労働者使用者をして勞務に就くことを不可能ならしめるからである。

然るに獨逸に於ては國際關係の緊迫化に伴ひ四ヶ年計畫の實施及軍備の充實を完遂するためには不足する労働力を最も有效適切に利用し労務者の移動轉職を制限しなければならなくなつたので、當初の方針を變更して軍需產業その他時局關係の重要な産業に付て例外を認め、労働者又は使用人が雇傭契約終了前不當に労働

第四條)。

關係を解消し退職したときは、使用者は労働手帳を留置し返還することを要しないことにしたのである。

この點に關しては次項に於て詳細に述べることにする。

(七) 勞務者の移動防止方法としての

労働手帳の留置

獨逸政府は四ヶ年計畫實施上重要な鐵工金屬、土木、建築、煉瓦製造の事業及農業の重要な性及此等の産業に於ける労務者の不足に鑑み、此等の産業に屬する労働者又は使用人は労働關係を適法に解消するに非ざれば自己の職場を放棄するを得ず若し斯ることを敢て爲したる場合には、使用者は労務が労働關係の適法なる解消に因り終了すべき時期まで労働手帳を留置することを得ることとした。『労働關係の違法解消防止に關する四ヶ年計畫實施第七次施行規則』(一九三六年十二月二十二日公布)に依つて右の労働手帳に關する一般原則は四ヶ年計畫實施期間中鐵工金屬、土木、建築、煉瓦製造等の諸産業に對し例外として適用せられることとなつた。

(イ) 労働關係の期限前の不當解消

労働手帳に對する留置權は、労働者又は使用人が當に労働關係を契約期間満了前解消するときに發生する。労働關係が使用者によつて解消せらるゝときは、労働手帳は許容せられない。

労働者又は使用人が労働關係を期限前解消し得る權利ありや否やに就ては先づ第一に使用者を之を決定し、使用者が労働者に解消をなす權利なしと認むるときは、労働手帳を留置することが出来る。最後に決定をなす者は労働裁判所である。労働裁判所が使用者の意見を是なりとせず、労働者又は使用人於て期限前解消を爲す權利ありと認定するときは使用者は労働手帳を違法に留置したる爲め、労働者又は使用人の被る損害に對し責任を負はねばならぬ。而して斯る場合に於て労働手帳を活用して斯る不法の職場轉換を防止せんとするに至つたのである。

一九三五年五月十六日公布労働手帳實施に關する法律第一施行令第五條には、使用者は労務終了の場合には労働者又は使用人に労働手帳を返還する義務を負ひ、之を留置する権利のない旨が規定せられてゐる。故に此の規定に依るときは、使用者は労働者又は使用者が契約に違反するものと考ふる場合と雖も労働手帳

を返還せねばならぬ。使用者と労務者との間に労働關係の解消に付適法なりや否や意見一致を缺く場合と雖も使用者は労働手帳の返還を拒否することを得なかつたのである。そこで前述の『労働關係の違法解消防止に關する四ヶ年計畫實施第七次施行規則』(一九三六年十二月二十二日公布)に依つて右の労働手帳に關する

一般原則は四ヶ年計畫實施期間中鐵工金屬、土木、建築、煉瓦製造の事業に使用せられる凡ての男子及女子労働者及使用人の所持する労働手帳に對し行はれる。

此等の事業の事業主は労働者又は使用人に依り不當に雇傭契約終了前に労働關係が解除せられるときは労

働關係の適法なる解除により労務の終了するとき返手帳を留置し得る。

第三 職業紹介所に於ける労働手帳の登録

職業紹介所は各労働手帳について一枚宛のカードを作成する。此のカードには労働手帳の記載事項が記入せられ、其の變更も使用者の申告に基いて洩れなく記入せられる。要するにこれは労働手帳の「寫し」であつて、これによつて職業紹介所は管下の労働者の情況を一目のものに鳥瞰し得る譯である。其の意味に於て、これこそ凡ゆる労働配置政策の基礎的調査資料となるものである。而して本カードは斯る目的に適應する様に分類配列されてある。最初はこれはアルファベット順に整理せられてゐたが、現在では先づ男女別に分類せられ、更に職業表の職業部類(職業中分類)及職業種類(職業小分類)別に配列せられてゐる。

以上に依つて労働手帳制度の概要を説明したが、此の労働手帳制度の實施に依つて、特に労働手帳索引カードの作成に依つて、獨逸の労働者及使用人の配置状況を明らかにし得たことは、労働配置政策上極めて重大意義を有するものである。此れ迄獨逸に於ては、人口調査の外(此の調査は數年毎に職業調査に關聯して行はれた)何ら完全な職業統計も存しなかつた。疾病金庫の索引カードも、通例職業別分類の方法によつて整理されては居ない。又職業紹介・失業保険局が從來作

成發表した職業統計は、全被傭者の一部のみを対象としたもので、職業紹介所以外で取扱はれた労働配置に關する事項は從來の統計では全く知ることが出来なかつた。それが此の労働手帳索引カードによる統計によればきはめて正確にして信頼するに足る職業構成が明らかにせられる譯である。

次に此の労働手帳制度の效果に就いて述べる、第一にこれが労働配置の基礎資料として高度に利用せられる事は、今迄述べ來つた所で既に明らかであるが、更に此の労働手帳に依つて明にされる労働者使用人に関する幾多の事實は、單に労働配置政策に役立つ許りではなく、廣く人口政策、社會政策、經濟政策に對しても貴重な資料を提供する。

企業家は、此の制度の實施に依り其の事務が著しく増加するに拘はらず、大いに此の制度を歓迎してゐるゝと云ふ。それは労働手帳には、所持人の過去の職業的經驗が一目瞭然と記入されてあり而も餘計な事は記載する事を許されてゐない。従つて此の労働手帳は、他の如何なる證明書よりもよりよく所持者の職業能力を證明するからである。被傭者もこれに好意を有するものは、自己の技能に關する公の證明書として之を歓迎してゐることである。

イタ利に於ける労働手帳制度の概要

第一 制度の目的

労働手帳に關する法律は一九三五年一月十日法律第一一二號を以て成立し、同年三月五日附官報を以て公布せられた。本制度の目的は現在の労働力の量的及質

的分布狀態を明確にし、以て國家的見地よりする勞務需給の適正なる調整乃至統制上必要なる基礎資料を與へることにある。即ち戰時に於ける勞務の徵用其他勞務統制に關する方策の樹立につき基礎資料を與ふると共に、平時にあつても勞働力の補充對策又は失業対策の基礎をなすものである。

第二 適用範圍

労働手帳制度の適用を受ける者は全產業に於ける被傭者全部である。從來法規の外にあつた家内使用人も之に含まれる。唯被傭者中次の者は除外せられる。

- (1) 屢傭者の妻、三親等内の親族にして雇傭主と同一世帯内に在り雇傭者の負擔に於て生活しつゝある者
- (2) 企業の運行に對し責任を負擔する指導的職員
- (3) 船員にして特別の手帳制の適用を受けつゝある者
- (4) 専ら組合員として勞務に從事する者（小作人及移住者を含む）
- (5) 國、州、市町村、救濟團體又は慈善團體及國有鐵道に屬する者
- (6) 公法及自治體の命令に依り國家の監督或は保護の下にある團體及協會の職員

次に適用せらるべき産業部門については法律に基く權限に依り一九三六年五月四日命令を發しその適用範圍を工業に從事する被傭者とした。

第三 記載に關する事項

(イ) 記載事項

記載事項は左記の通り本人の職業能力、家族關係、國家に對する忠實關係、身體の狀況等を中心としてゐる。

(ロ) 記載者

記載事項の修正又は補充

記載事項の正確を期する爲、記入は官廳の公文書、醫師の證明書等を基礎として爲さるべく、雇主の記載せる事項に付ては、關係者或は労働者を代表する職業組合が職業監察機關に對し上訴せしめ、記

年齢、外國在住の有無、ファシスト黨入党の期日、兵役關係、戰歴、戰爭に依る不具或は國家的原因に依る不具、戰爭に依る孤兒、勳章、其他求職に有利なる事項

入事項に關し監察機關をして適當に修正又は削除せしめる」としてゐる。

第四 勞働手帳の發行

一般的の勞働手帳は職團大臣の定むる様式に依り、之を職團省より市町村に配布し市町村は之を市町村在住の被傭者に下附する。

海上勤務者及港灣勞働者の手帳は職團大臣及交通大臣の合意に依り發せられた命令に定められた様式に依る。而して其の交付其の他に付ては管海官廳が市町村と同一の權限を行使する。

第五 勞働手帳の保管

勞働關係が一週間以上繼續する場合には雇傭者が勞働手帳を保管し、勞働關係の終了と同時に之を被傭者に返還せねばならぬ。勞働者は失業期間中は自己に於て保管せねばならぬ。而して勞働手帳が雇傭者の保管中にあるときは勞働者は何時でも之を閲覽することが出来る。

第六 適用

本制度の適用を受くる者にして、勞働手帳を有せざる者は職業紹介所に於て登録を受くることを得ず。又雇主は勞働手帳を有せざる者を雇傭することを得ない。

拓務省の満洲集團開拓及び集合開拓農民送出戸數並に青少年義勇軍送出人員調査

満洲集團開拓農民は昭和七年にその第一次送出を行つてより年々その送出戸數を累加し、昨昭和十五年に

は第十次の送出を開始するに到つたが、拓務省の調査による第八次以降の送出戸數を掲げれば以下の如くである。尙、本送出計畫は送出開始後その完全送出を了るまでに概ね三ヶ年の日子を要するので、第八次及び第九次の送出戸數は今後も多少増加する筈であり、又昭和十五年第十次の送出戸數は送出見込數であつて猶ほ全部の送出を見たわけではない。尙、第一次乃至第七次の各府縣別送出戸數については本誌第一卷第二號本欄所載の表を參照されたい（但し第七次までの分にも多少の爾後増加がある。なほ同表に送出人員とあるは之を送出戸數と訂正）。

尙、集合開拓農民とは右集團開拓農民とは別に送出されるものでその組織も異なり最近に初まるものである。

集團開拓農民送出戸數表

	第八次 (昭和十四年)	第九次 (昭和十四年)	第十次 (昭和十五年)	第十一 (昭和十五年)	第十二 (昭和十六年)	第十三 (昭和十六年)	第十四 (昭和十七年)
茨城	四一	一六〇	二〇〇	七六九			
栃木	四七	一五五	一	四二七			
埼玉	一八三	三五五	一一〇	一、三二四			
群馬	一七	一五五	一	六七			
福島	一三	三三三	二〇〇	二、九七			
山形	四七	四六六	六〇〇	二、二九七			
宮城	九三	三三三	二〇〇	一、二二九			
秋田	三三	二〇〇	八九	一、四〇七			
岩手	一八	一六〇	一四二	一、八〇四			
青森	八一	一	三〇〇	一、六〇四			
福島	一	一	一	四九			
山梨	一	一	一	一			
長野	一	一	一	一			
岐阜	一	一	一	一			
愛知	一	一	一	一			
三重	一	一	一	一			
滋賀	一	一	一	一			
京都	一	一	一	一			
大阪	一	一	一	一			
兵庫	一	一	一	一			
奈良	一	一	一	一			
和歌山	一	一	一	一			
三重	一	一	一	一			
福井	一	一	一	一			
石川	一	一	一	一			
富山	一	一	一	一			
新潟	一五〇	一五〇	六〇〇	一、七〇〇			
山梨	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九			
福井	一七	一七	一七	一七			
石川	一七七	一七七	一七七	一七七			
富山	一七七	一七七	一七七	一七七			
新潟	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇			